

行政の窓



公共建築物木材利用促進法に基づく

「北海道地域材利用推進方針」を策定しました

道では、昨年 10 月 1 日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道での公共建築物等における地域材の利用を促進するため、平成 23 年 3 月 22 日付けで「北海道地域材利用推進方針」を策定しました。

推進方針においては、北海道の森林から産出され、道内で加工された木材を「地域材」と位置づけ、その利用を促進することで本道の森林資源の循環利用による林業の再生や地球温暖化の防止に貢献できることから、道としては、多くの道民が利用する公共建築物をはじめ、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業用



施設、工作物の資材、森林バイオマスのエネルギー利用など幅広い分野で地域材の利用を促進することとしています。

また、法律第 9 条においては、道の方針に即して市町村も同様の方針を策定することができることから、市町村での方針の策定を働きかけることとしており、このため、総合振興局・振興局単位で、市町村の林務及び建築関係部局の方に対して道の推進方針の説明会を開催し、一般住民の方々にも広く周知を図っていきます。



(水産林務部 林務局林業木材課 需要推進グループ)